

会員種別に関する細則

(目的)

第1条 北四国町会規約(以下、規約という)第6条(会員)について、その種別を定める。

(会員種別)

第2条 会員は次のとおり、正会員、準会員及び賛助会員の三種類とする。

- (1) 正会員とは、規約第7条に定める会費を納めているものをいう。
- (2) 準会員とは、共同住宅に居住し、管理組合等を経由して所定の会費を納めているものをいう。なお、準会員は「表決権に関する細則」第2条第1項第2号に定める表決権を有し、会長立候補資格を覗いた他は、正会員と同等の権利を有する。
- (3) 賛助会員とは、規約第4条(区域)に定める区域外の個人、事業所及び団体で、本会の活動を賛助するものをいう。

(細則の変更)

第3条 この細則の変更は、総会において二分の一以上の議決を得なければ変更することはできない。

制定 2007年3月31日